

総合研究

・教育と法・

教育と法研究会

第12回

カンニングの疑いと生徒指導の適切性

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校の生徒に対する教育指導が必要な状況の中には、学校と生徒との間に必ずしも円満な信頼関係が築かれているとは言えない場合も存在しうる。しかしながら、このような場合でも、学校の行う教育指導は、当該生徒の人格的成長を目指すものであることに変わりはないため、教育指導の内容や方法について、より慎重な配慮が必要とされることとなる。本稿では、生徒が定期試験中の行為に対して学校から事情を聞かれた直後に死亡したことが問題とされた、さいたま地判平成20年7月30日平成18年(ワ)1206号事件を取り上げ、学校における教育指導の適切性について考えてみる。

1 事実関係

本件の事実関係については、当事者間で主張がかなり異なる部分があるが、裁判所の認定は次のとおりである。

原告Xの子Aは、本件が発生した平成16年当時、被告Y県の設置管理するB高校3年に在籍していた。同年5月26日、B高校では定期考査が行われていたが、試験監督をしてい

たZ1教諭は、試験中、Aが消しゴムに巻かれていたペーパーを見ていること、及び、当該ペーパーには試験実施中であった物理の公式らしきものが記されていることに気づいたため、注意しようとして近くに寄ったところ、Aは消しゴムをポケットに入れた。そこで、Z1は、Aに対して消しゴムを出すように促し、Aがこれに応じてポケットから消しゴムを出してZ1に渡したため、試験をそのまま続行させたが、試験終了後にZ1が職員室で確認したところ、消しゴムに巻かれた紙には当該試験時間に実施された物理の内容ではなく、他の科目である日本史の内容が記されていたことが判明した。

Z1は、Aの行為について事実を確認し、事情を聞くため、学年主任であり生活指導係であったZ2教諭と、Aの担任であったZ3教諭とに協力を依頼したが、当日は体育祭の結団式が行われる予定であり、教諭らの都合がまちまちであったことから、結局、生活指導係であるZ4教諭及びZ5教諭も加わり、Aに対する事実確認は、合計5人の教諭が順次同席ないし離席しつつ行われることとなっ

た。Aに対する事実確認の内容は、Z1が回収したペーパーの内容、そのようなペーパーを試験中に見ていた事情について行われ、途中、食事やトイレ等の休憩を全く挟むことなく、午前11時50分頃より午後1時45分頃まで及んだ。Z3は、事実確認終了後、Aに対し、「今回のことを反省して、これをステップにしてしっかり頑張るんだぞ」と声をかけ、Aは、「はい」と答えた。なお、Aの帰宅後、Z6教頭を含めて生徒指導委員会が開催され、Aの行為は試験中に不必要なものを持ち込んだとして校長注意処分該当するが、物理の試験でカンニングをしたとまでは認められないとの結論に達した。

Aは、当日午後5時40分頃、親のXに対し、「ほんとにほんとに迷惑ばっかかけてごめんね」とのメールを送信し、また、同時に、友人のCに対しても、「ずっとずっと好きだった」とのメールを送信した。その後、Aは、同日午後6時ころ、アスファルト舗装された立体駐車場付近で倒れているところを発見され、病院に搬送されたが、同日午後8時頃死亡するに到った。なお、死亡診断書に

は、Aの死因は「自殺」と記載された。

Aの死亡後、B高校は、Xらと数次にわたって話し合いの機会を設け、事実確認が多数かつ長時間にわたったことに対して「配慮が足らなかった」等とする文書を渡したが、同時に、Aの行為にはカンニングの疑いがあった旨をXに告げた。

本件は、以上の経緯の下で、XがY県に対し、Aの死はカンニングを疑われ、多数数のZ1らに長時間追及されたことに起因する自殺であると主張し、損害賠償8000万円（控訴審で4000万円に減縮）の支払を求めたものである。これに対してY県は、そもそもAの死は自殺ではなく事故であるうえ、Aの行為に照らせばZ1らによる事実確認には違法性はないと反論した。

2 裁判所の判断

請求棄却。

一「Aは、本件試験中の上記行為を教師により発見されたこと等を苦にして、X及びCに対し、上記のメールを送信した後、本件駐車場2階部分から、フェンスを越えて自ら飛

び降り、その結果死亡したと推認することができる。」

二「Aは上記のようなペーパーを見ながら、本件試験の解答を記入していたのであるから、同人は本件試験において、カンニング行為を行ったか、少なくともその疑いが極めて濃厚と認めざるを得ない。」「本件事実確認の対象となったAの非違行為の内容は決して軽度なものとはいえないところ、その上で、本件事実確認実施に際し、教諭らが選択した場所、時間等は適切であり、その方法においても、事実確認の開始から終了に至るまで、威圧的ないし執拗にAを追及するものではなく、むしろAの意見を尊重しながら慎重に行われたものといえ、そのため、かえって長時間を要したとさえいえるものである。確かに、教師と生徒の間には、その立場の違いから潜在的に権力的関係が存在し、また、一般的に高校生が思春期の多感な時期にあることを考慮すると、5人の教諭が同時に立ち会ったことや、Aに休憩を全くとらせなかったことについては、結果としてみれば、配慮すべき余地がないとはいえないものの、上記のご

とく、本件の非違行為が軽度とはいえないことからすると、自己の行為について認識し、考えることもまた、成長過程にある生徒にとって必要なことであり、本件事実確認が、教師の生徒に対する指導の一環として、合理的範囲を逸脱した違法なものということはできず、教諭らにAに対する安全配慮義務違反は認められない。」

3 問題点の考察

本件での争点は、形式的には二つあり、一つは、Aの死がZ1からの事実確認を受けたことによる自殺であったか否か、もう一つは、Aに対して行われた事実確認が、Aに対する学校の安全配慮義務に欠けるものであったか否か、である。ただ、Aの死が自殺であったか否かは、学校が安全配慮義務に欠けるような事実確認をしたか否かの重要な徴表として位置づけられるものであるから、法律上の論点は、結局、後者の安全配慮義務違反の有無のみということになる。なお、本判決は、Aの死が自殺であったと認定しているが、B高校に安全配慮義務違反があったか否

かという論点は、Aの死が自殺でなかったとしても、本件のような多人数かつ長時間にわたるような指導が行われたこと自体により、常に問題とされうることに、注意を払う必要がある。

学校の成績判定や卒業認定は、進学や就職を典型とするその後の人生に多大な影響を及ぼすものであるから、判定の基礎となる試験等が適正に実施される必要があることは言うまでもない。ただし、同じく試験と言っても、入学試験と学内の定期考査や卒業試験では、生徒に対する教育指導、あるいは生徒に対する「教育的配慮」という意味では、若干異なる性格がある。

すなわち、入学試験は、受験者が今後当該学校において生徒として教育指導を受けるに値する能力等を有しているか否かを判断するものであり、受験者に対する当該学校の教育指導がその時点以前において行われていることは稀である。従って、試験の不正が発見された場合、当該受験者に対して「教育的配慮」を行う余地は基本的にはなく、文書偽造等の刑法犯として厳格に対処すべきことが、試験

の結果の妥当性を周知するために最も適切であることとなる（替え玉受験に関して、最判平成6年11月29日最高裁判例集48巻7号453頁）。これに対して、学内における定期考査は、当該学校における教育指導の効果を確認することが主要な目的であり、試験を適正に受けること自体も教育指導の重要な内容を構成するものである。従って、不正が疑われた場合の対処としては、むしろ、当該生徒の将来における人格的成長を目的とした、多方面に及ぶ配慮が必要となるわけである（ただし、他の生徒に対する「教育的配慮」についてまで考えた場合は、議論の具体的な方向性が大きく異なるため、議論が紛れやすいことに注意しなければならない。星野豊「学校内処分の法的妥当性（1）」／筑波法政45号／57頁以下2008年参照）。

本件では、Aが試験中に消しゴムに巻きつけたペーパーを見咎められ、当該ペーパーには、他の時間の試験範囲にかかる内容が記されていたことが認定されている以上、当該試験において不正を行っていたか否かにかかわらず、教育指導の対象となること自体はやむ

総合研究 教育と法

を得なかったものと思われる。しかしながら、本件で認定された事実関係を見る限り、Z1らのAに対する本件事実確認には、やや問題となる点が少なくない。

例えば、本件事実確認に同席したZ1らは、試験監督（試験中のAの行為について事実を摘示する立場）、担任（日常の態度から善解してAを擁護する立場）、生徒指導係（規則等に照らしてAの行為に対する学校となすべき対処を判断する立場）等、各々Aとの関係における立場が微妙に異なっていたにもかかわらず、各々の立場が調整されなまま漫然と事実確認が続いたため、Aの立場から見た場合、多人数から長時間連続で追及された、との印象を一概に否定できないものとなってしまう。また、事実確認に至る背景や原因事実、証拠関係などについて、Z1らが事前に情報を共有していたか否かも、裁判資料を見る限りでは判然としないところであり、学校として一貫した対応でAを教育指導できる状況にあったかは、やや怪しい部分があるような感もしないではない。しかも、そのような状況下で、多人数の教諭が一

人の生徒を順次問質する方法は、生徒に心理的な圧迫を与える効果はあったとしても、学校として一貫した教育指導方針で事態に臨んでいるとは、いささか言い難いものがあると考えられる。従って、本件においても、むしろAと話をするのは担任のみとし、試験監督や生活指導係は別室で情報を共有させながら学校としての対応を同時進行で協議する、という方法をとることが、B高校の対処としては望ましかったように思われる。

また、規範的な側面にかかる教育指導は、学校のみで完結するわけではなく、各家庭における保護者からの監護教育と相まって効果を発揮するものであるから、Aに対して若干でも不正行為の疑いを持っていたのであるとすればなおさら、Xを呼び出して同席させるなり、Aの帰宅に担任が付き添ってXに事態を伝えるなどの対処をし、教育指導の事実と意図、及びその原因や背景について、Xに正確な認識を持たせることが、必要だったのではなからうか。本件が訴訟にまで至った実質的な原因は、Aが死亡したこともさりながら、その後における説明や話し合いの過程

で、XがZ1らやB高校に対して何らかの理由で不信感を抱き、かつ、それが解消されることなく増幅していったためであるものと推測される。従って、学校としての法的な責任の問題から見た場合はもとより、学校と生徒ないしは保護者との信頼関係の維持や回復を図るといふ意味からしても、学校としてどのような立場を基にどのような説明を行い、保護者に正確な情報を伝達すべきかを、改めて検討する必要があるように思われる。

他方、Aの行為に対してカンニングの疑いをZ1が抱いたということを前提とした場合でも、本件でのZ1らの行動は、必ずしも適切なものとは言い難い。すなわち、Z1は、消しゴム巻き付いたペーパーをAが試験中に見ていることを気づき、いわゆる証拠品であるペーパーと消しゴムを提出させた以上、直ちにAの試験を中止させて事実を確認する方策をとるべきだったのであり、後にペーパーを確認してAに対し果たしてどのような教育指導を行うつもりであったのか、想像の限りでないと言わざるを得ない。また、一般論として、不正行為を摘発することに対して疑い

をかけられた生徒側から無用な反論をされな
いたためには、複数の試験監督者によって不正
の事実や証拠がその場で確認される必要がある
筈であり、試験監督が教室に1名しか配置
されていないこと自体、そもそもカンニング
を違反行為として摘発するための体制が当初
から整っていなかったことを意味している。
この観点からは、Aの死亡後に、Xに対し
て、Aがカンニングを行っていた疑いがある
と告げることは、それが事実であったか否か
にかかわらず、必ずしも適切でなかったとい
う評価も、成り立ちうることになるであろ
う。さらに、判旨の認定によれば、Aに対し
ては従前も同様ないし類似の手段によるカン
ニングの疑いがかかったことがあったという
ことであり、判旨はこれをもって本件におけ
るAの行為がカンニングを疑われてもやむを
得ない重大な非違行為であるとの議論に連動
させている。しかしながら、逆に考えれば、
過去にカンニングないしそれに近い行為を疑
われているのであれば、カンニングの再発防止
のためには通常の場合以上に万全の体制を学
校としてはとるべきであったとも言えるわけ

であり、特に対処や配慮をしないまま他の生
徒に対するのと同様の対応で臨んだこと自
体、問題視する余地がある、との議論も成り
立たないではない。

結局のところ、本件のB高校に限らず、現
在の学校の多くは、カンニング等を典型とす
る非違行為や異常事態に対して、万全の体制
を整えているとは言い難いものと考えざるを
得ないが、別の観点からすれば、学校が警察
や司法機関でない以上、不正行為が現に生じ
ておらず、学校と生徒との信頼関係を前提と
した体制を組むこと自体は、決して望ましく
ないわけではない。異常事態が恒常化してい
るわけではない以上、学校の本来の目的である
生徒の人格的成長のために最も望ましい状態
を前提に体制を組むことは、学校運営にかか
るコストとリスクとを減少させるとともに、
無用の不信感を生じさせることを防ぐ効果が
あるためである。

また、やや極端な話であるが、試験問題の
内容を工夫することによって、カンニングが
不可能あるいは実質的に効を奏しないように
することは、いわゆる「教育的対応」として

十分可能なものである。さらに、自己の知識
のみを前提に問題解決に当たる機会が実生活
でどの程度存在するかを考えてみれば、そも
そも学校教育の中における試験制度自体の意
味を考え直す必要すら出てくるのかもしれない。
ただし、その観点に立ったとしても、本
件におけるB高校の対応は、生徒との信頼関
係を絶対視していたものではなく、かと言っ
て生徒を信頼しないことを前提に体制を整え
られていたわけでもないという、あいまいな
側面を否定できない点において、問題が紛糾
する要素を内包していた、と言うことも可能
であろう。もつとも、繰り返しになるが、こ
れは本件のB高校のみにとどまらない、学校
一般に共通する問題であることは言うまでも
ない。

本件は、Xによって控訴されたが、控訴審
である東京高裁は、本判決の判断をほぼ是認
して、Xの控訴を棄却した（東京高判平成21
年7月30日平成20年（オ）4556号事件）。
Xは、この控訴審判決に対して上告及び上告
受理申立をしなかったため、本件の判断は平
成21年8月に確定するに至っている。